

- ◇ この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
- ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
- ◇ 今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られる」とのないようお願いいたします。

○井林委員長 次に、矢崎堅太郎君。

○矢崎委員 立憲民主党、千葉県第五区から選出をいただいております矢崎堅太郎です。

今回も質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

今日は、原案並びに修正案に対して大きく五問質問をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、一問目でありますけれども、ガソリン税率の当分の間税率についてお伺いをしたいというふうに思います。

ガソリンの価格ですけれども、皆様も御存じといいますか、もう御案内のとおり、なかなか下がつてしまいません。この結果として、やはり、物流コストが上がって、それが価格に転嫁をされて物の値段が上がる、そしてまた国民の皆さんもガソリンを使うに当たっては高い値段で購入しなければならないということで、非常に家計を圧迫しているわけあります。この税率について、野党は廃止を求めているわけであります。

先週、予算委員会でも、我が党の野田代表と石破総理との点について議論がありました。残念ながら、石破総理からは前向きな御答弁はなかつたわけありますけれども。

そこで、加藤大臣にまずお伺いしたいんですけども、野党の提案がある中で、なかなかこの税率廃止に踏み切れない理由についてお伺いさせていただければと思います。

○加藤国務大臣 まず、ガソリン価格について申し上げれば、やはり世界市場の動向、それに加えて為替の動向等もあつた結果として、今非常に高い数字になってきている。これに対して、我々政府としても、物価高騰を抑制するという観点からも、別途、補助金というんでしようかね、を出してさせていただきながら、今、大体百八十五円のところで推移するように運用させていただいている。

一方でそれをさせていただきながら、他方で、ガソリンの暫定税率の廃止については、自民、公明、国民党、三党間で協議が行われているところです。そこで、政党間の協議の具体的な内容について、今政府としてお答えするのは差し控えさせていただいているところでございます。

他方で、揮発油税等について暫定税率が廃止された場合、国、地方合わせて、毎年約一・五兆円の税収が恒久的に失われることが見込まれているところでございますので、現下の財政事情を踏まえますと、国及び地方に生じるこうした恒久的な税収にどう対応していくかは大事な論点であると考えているところでございます。

政府としては、政党間の協議の結果を踏まえて、

先ほど申し上げたように適切に対応していくたいと考えています。

○矢崎委員 今大臣から御答弁いただいて、約一兆五千億円必要になるということをお話ありました。

そこで、またお聞きしますけれども、地方公共団体から、今回、この減税をした場合、地方揮発油譲与税が減少するということありますけれども、これについて何らかの反応というものがあるかどうか、お聞きできればと思います。

○伊藤（正）政府参考人 お答え申し上げます。昨年十一月に開催された政府主催全国知事会議において、村井全国知事会長などから、軽油引取税の見直しの議論などに関連しまして、恒久的な減税となるのであれば、地方の減収分については恒久的な財源で対応し、地方財政への影響に十分配慮するよう要請されていると承知しております。

また、財源も含めて丁寧に議論を進めていただきたい、住民に身近なサービスを担う自治体の財政運営に支障がないようにしっかりと対応されるべきであるとの意見があるものと承知しております。

○矢崎委員 今、そうした財源の問題がござります。

そこで、今回、修正案が出されておりますけれども、この修正案においてもガソリン税の廃止ということがうたわれております。

そこで、修正案提出者の方にお伺いいたしますけれども、この財源の部分についてはどのようにお考えになつてあるか、お聞かせいただければと

思います。

○大西（健）委員 矢崎委員から、当分の間税率廃止に係る財源について御質問いたしました。

そもそも論として、当分の間や暫定という名前の税金が五十年以上も存続して、また、一般財源化によって既に課税根拠も失われていることを考えると、税率を上乗せして徴収してきた分について、財源を厳密な意味で用意しなきやいけないのかということについては私は個人的には疑問も感じじるところがありますが。

実際に、これまでの補助金と暫定税率の状況を鑑みれば、一月時点でのガソリン補助金の累計支出額が約六・六兆円に達しているのに対し、当分の間税率の廃止に必要な財源は、先ほど大臣の答弁もありましたけれども、約一・五兆円と言われており、当分の間税率の廃止は十分可能だつたというふうに考えております。その上で、我々もしつかり財源については考えさせていただいております。我々は、この税法修正案と併せて予算の修正案も準備をしておりますが、そこでは、さきの予算委員会における省庁別審査で我々が指摘をした、無駄な予算を削り、ガソリン税等の当分の間税率の廃止を含めた物価高対策の財源に充てることを考えております。そこでは三・八兆円という財源を示させていただいております。ただし、これらの財源はワンショットでありますから、令和八年度以降については恒久財源を手当てする必要があると考えております。まさに、この税法修正案の検討条項で掲げている、応能負担を求める税制改革や不合理な税制の

見直し等に取り組むことなどによつて、必要な財源を確保していきたいと考えております。

○矢崎委員 ありがとうございます。

そうしますと、続きまして、先ほど地方の反応についてお聞きしましたけれども、地方に対する地方揮発油譲与税の額の減少について、地方公共団体の減収を補填するために必要な措置を講ずるというふうにされておりますけれども、この点についても具体的にどのようにするのか、お聞きしたいと思います。

○大西（健）委員 矢崎委員御指摘のとおり、地方から御懸念があるのは当然のことだというふうに思います。

この点について、修正案では、「政府は、地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う地方揮発油譲与税の額の減少が地方公共団体の財政に悪影響を及ぼすことがないよう、当該額の減少に伴う地方公共団体の減収を補填するためには必要な措置を講ずるものとする。」との旨の規定を設けており、国の責任において地方の減収を補填することを明確にしております。

具体的には、当面、地方特例交付金により減収を補填することを想定しており、その後は、国、地方の税財政全体の見直しの中で適切な措置を講じていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、地域の住民サービスの低下を招くことがないよう、国が責任を持つて対応することを徹底していきたいというふうに考えております。

○矢崎委員 ありがとうございました。

今、政府とそれから修正案と、答弁をお聞きしまして、財源の問題ですけれども、私はやはり、今修正案の方の御答弁がありましたがけれども、十分に対応できていけるのではないかなどというふうに思っています。

先週の予算委員会、我が党の米山議員と大臣と、この財源をどうするか、二者択一理論というんですかね、そのやり取り、私も拝聴いたしました。私は、米山議員が言つていることは大変分かりやすいなというふうに思つて聞いていたんですが、今の財源の一兆五千億円でいえば、この部分をどうするのかと考えたときに、二つしかないというふうに思います。

一つには、一兆五千億円、今の予算の中でそれをどこか削減をする、見合う分を削減をする、それでもう一つには、やはり、でなければ国債を発行して賄う、この二者択一どちらかということです。

大臣に質問されておりましたけれども、大臣は、予算編成過程についていろいろお話をされて、結局、どちらかということがなかつたわけでござります。

ですので、この件について、今私はこの財源は確保されるというふうに思いますが、今の修正案の答弁を踏まえた上で、大臣に再度、廃止についてどのようにお考えになつてあるかお聞きしたいと思うんですけれども、いかがでしようか。

○加藤国務大臣 まず、廃止については、先ほど申し上げましたように、今三党間で協議が行われておりますので、その協議の結果を踏まえて適切に対応していきたい。ただ、この議論においては、

一・五兆円の税収が恒久的に失われる、こういうふた課題があるということを申し上げさせていただきました。

それから、米山議員との中でも申し上げたのは、基本的に、ある政策をするためにある財源というのにはありますけれども、その財源の議論の中で、例えば無駄を排するという議論だとすると、これは別に歳出をするからじゃなくて、無駄はそもそも下げなきやいけないわけですよね。だから、無駄を下げた上において歳出を増やすということになると、米山議員の議論からすると、じや、その分はどこから見えてきたんですかというと、税収を増やすか、あるいは国債を発行するかしかない、そういうふたところにも帰着するので、結果的に、一個一個なかなかひもづけしていくことはできず、トータルとして見た結果として今の財政状況になってきている、こういうことを申し上げたところであります。

○矢崎委員 ありがとうございます。

時間もありませんので、この件については、やはり、今後また議論をさせていただきたいというふうに思います。

では、次の質問ですけれども、次は賃上げ促進税制についてであります。

今、櫻井議員からもこういう議論がありました。その上で、まず一つ、提出者の方にお伺いしたいんですけども、因果関係が不明確というふうにされておりますけれども、この点について具体的に御説明いただければと思います。

○階委員 矢崎委員の御質問にお答えいたします。

私は、二月五日の予算委員会で加藤財務大臣に、この賃上げ促進税制の大企業と中小企業のそれぞれの適用実績を教えてほしいということを申し上げたときに、結構びっくりしたんですが、大企業の適用割合、大企業というのは日本の会社全体の〇・三%しかないんですけれども、その〇・三%、社数にすると一万社ぐらいの大体半分ぐらいが適用されているわけですよ。適用額が三千億円強だったと思います。中小企業は、残りの九九・七%、社数にすると三百三十七万社とかそんな数字だったと思います、そのうちの、賃上げ促進税制が適用を受けているのは七%ぐらいしかないです。適用額は、大企業がさつき申し上げましたとおり三千三百億円ぐらいで、中小企業が三千九百億円ぐらい。そんなに違はないんですが、適用割合とか適用件数、非常に、全然違うわけですよ。

大企業というのは、本当に適用されたことによって賃上げがされているのかというと、そんなことはないわけで、この税制がなくても、利益があるわけだから、十分賃上げはできるだろうというふうに我々は考えております。

実際に、先ほど櫻井さんからも御指摘があつたとおり、財務省が去年、分析結果を資料として出しているんですね。給与総額の伸び率についてのヒストグラム分析、計量分析というものを出しておりまして、それを見ますと、こういう記述があります。一定の仮定を置き、法人企業統計の個社データを用いた分析を実施、賃上げ税制の適用要件を満たす企業について、労働分配率を増加する傾向が見られたが、因果関係の特定には課題とい

つたようなことで、やはり因果関係が財務省が分析してもよく分からない。

むしろ、我々は、この後委員も御指摘になるとと思うんですが、やはり中小企業の方が賃上げに苦慮している、そこをカバーしてあげるためには、賃上げ促進税制よりも、正社員を雇用した場合の社会保険料の減免といったようなことをして、正社員になれば給料は増えますから、そうしたことでも賃上げは応援していくのが私たちもいいのではないかと考えております。

以上です。

○矢崎委員 ありがとうございます。

因果関係不明確の部分が分かりましたので、この部分について大臣にお伺いをしたいんですけども、このような因果関係不明確というところでございますと、この賃上げ税制の部分のお金について、もつとほかの施策、賃上げをするためのほかの施策にやはり使つた方がいいのではないかなどいうふうに思うんですけども、その点についてお伺いをさせていただければと思います。

○加藤国務大臣

先ほどから申し上げておりますように、今後の賃上げ促進税制の在り方については、本税制の適用状況や賃上げの状況、さらには、EBPMの取組を含め、客観的なデータに基づいた実効的な効果検証などを総合的に勘案して、透明性の高い議論によつて検討していくことが重要だというふうに考えております。

ただ、一方で、今回の賃上げ促進税制の背景にあるのは、これだけ企業が利益を持ちながら、それが賃上げにつながっていない、そこをどう進め

していくのかということで取り組んできているところであります。ただ、それがどう実効性があるかどうかを我々も検証し、そして、大企業についてはより高い賃上げを助成していくように仕組みを変える等、いろいろなこれまでも対応をさせてきていただいたということです。

確かに、経済現象ですから、この要因がこの結果に結びついているというのはなかなか証明するというのは難しいということは先ほど申し上げたとおりでありますけれども、ただ、現下、賃上げをしつかり進めていく、進める、こうした状況の中においては、しかも、中小企業、大企業を問わず幅広く波及させていく、こういった流れの中でのこの税制をすぐに廃止するということは適切ではないというふうに考えております。

○矢崎委員 今大臣からも、幅広く賃上げをしていくということからいいますと、やはり中小企業に対してもっと手厚く支援をしていく、いかなければいけないというふうに思いました。

そこで、前回、私もこの場で御提案をさせていただきましたけれども、例えば、企業の社会保険料のその部分を軽減措置の財源に充てていくというようなことは、大臣はどうにお考えにならえておりますでしょうか。

○加藤国務大臣 社会保険料の軽減ということになると、基本的には厚労大臣等々という話になると思いますけれども、ただ、社会保険を運営する中で、公費負担と保険料負担はどうあるべきかという議論ということにもつながっていくのではないかというふうに思っておりますので、そういう

つた意味においては、これまでの議論の中で、公費負担、それぞれ医療保険、介護保険、割合が決められてきた経緯もございます。それをやはり引き続きベースにして対応していくことが基本ではないかと思っておりますが、保険料そのものについては所管の担当大臣にお聞きをいただければと思ひます。

○矢崎委員 是非、私といたしましては、賃上げ、幅広く引き上げる必要があると思います。今の御提案についても、やはりお考えをいただければな

どいうふうに思います。

それでは、続きまして、三つ目でございますが、防衛増税についてお伺いをしたいというふうに思ひます。

この防衛増税については、前回もお聞きしまし

たけれども、今年度は、税制措置によつて、所得税、法人税、たばこ税を財源とする部分を考えられているわけですが、私は、先ほど来お話をしておりますが、やはり今の物価高の状況で、多くの国民の皆さんそして中小企業の皆さん、そうした皆さんのが大変に厳しい生活を余儀なくされているという状況の中においては、やはり防衛増税のこの部分、まさに議案になつてゐる部分については廃止をした方がいいのではないかといふふうに思ふんですけれども、その点について大臣のお考えをお聞かせいただければと思います。

○矢崎委員 今大臣から御説明ありました。一方で、修正案の方には、この説明が不十分で国民の納得を得られていないということでございます。

そこについて、修正案提出者の方に、どこの部分がそういうことになつてゐるかということをお聞きしたいというふうに思ひます。

○大西（健）委員 矢崎委員にお答えをいたします。

初めに、我々も、現下の厳しい安全保障環境に鑑み、防衛力を強化するために必要な費用を計上すること、これ自体は否定をしておりません。ここでの論点というのは、その金額とその根拠というものが十分に説明されているかだということだと

いふうに思ひます。

今回の法案では、法人税とたばこ税に関する防

今回、政府として税制改正法案を提出し、防衛財源確保に関して、法人税、たばこ税に関する措置も盛り込ませていただいておりますが、これは、これまで御説明させてきていたいたように、現下の安全保障環境が厳しさを増す中において、我が国自身の防衛力を抜本的に強化する必要がある、こういった認識の中で、その安定財源として、行財政改革の努力を最大限を行つた上で、それでも足りない約四分の一は、今を生きる我々の将来世代への責任として税制措置での御協力をお願ひする、そういう趣旨でございますので、政府としては、今回の措置の必要性等について、丁寧な説明に努め、国民の皆さんの御理解をいただけるよう、更に努力をしていきたいというふうに考へています。

○矢崎委員 今大臣から御説明ありました。一方で、修正案の方には、この説明が不十分で国民の納得を得られていないということでございます。

そこについて、修正案提出者の方に、どこの部分がそういうことになつてゐるかということをお聞きしたいというふうに思ひます。

○大西（健）委員 矢崎委員にお答えをいたします。

初めに、我々も、現下の厳しい安全保障環境に鑑み、防衛力を強化するために必要な費用を計上すること、これ自体は否定をしておりません。ここでの論点というのは、その金額とその根拠というものが十分に説明されているかだということだと

衛増税が盛り込まれていますが、防衛増税については、そもそも前提となる総額四十三兆円規模の巨額防衛費自体が数字ありきであること、その必要性について國民が納得できる説明が十分になされたとは言い難い状況にあることを問題視しております。

石破総理自身、総理になられる前には、最初から四十三兆円ありますし、参議院での答弁では、も述べられておりました、参議院での答弁では、円安や物価高騰があつてもこの四十三兆円という枠は変えないんだということを答弁されていますが、これは、裏を返せば、積み上げの積算がないことを示しているということではないかというふうに思います。

二〇二二年当時、岸田政権で決めた防衛力整備計画の、五年間で総額四十三兆円規模の防衛費の確保ということについては、これまでも予算委員会始め様々な場面で積算根拠に関する質疑がなされておりましたが、政府からは非常に大ざっぱな数字しか提示されておらず、極めて現実的なシミュレーションを行つた上で積み上げた数字と言いながらも、それを客観的に確認するすべもありません。その意味で、我々としては十分な説明がなされていないのではないかというふうに申し上げております。

○矢崎委員 ありがとうございました。

私もやはりそのように思います。防衛費の増額という部分についてはその必要性はありますけれども、しかし、今の国民生活を考えた上で、皆さんの生活を更に厳しくするような増税というもの

は、私は今の段階ではすべきではないのかなどいうふうに思います。そのことを是非大臣にも御理解をいただければなというふうに思います。

それでは、続きまして、四つ目の質問に入らせていただきます。

四つ目は、納税者権利憲章についてであります。これが新たに修正案では規定をされますけれども、この納税者権利憲章についてこれまで検討してきた経緯はあるのか、お伺いしたいと思います。

○青木政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘をいたしました納税者権利憲章でござります。一般に、納税者の権利義務を分かれたりやすい言葉で説明し、より多くの納税者に周知しようとする試みというふうに承知しております。

この納税者権利憲章の制定を定める規定につきましては、平成二十三年税制改正法案に当初盛り込まれおりましたが、その後の与野党の協議を受けまして、当時の与党民主党より政府に対する要請を踏まえ、法案から同規定を削除することとされたということでございます。

○矢崎委員 今お話をありました、民主党政権のときにこれが検討されたということで、私も当時のまた新聞等を読みましたけれども、残念ながら与野党で折り合いがつかなかつたということでありました。ですので、このことは是非進めさせていただければというふうに思うんですけども。

そこでお伺いしたいんですが、諸外国においてのこの憲章の制定状況を教えていただければと思います。

○青木政府参考人 お答え申し上げます。

諸外国の状況について網羅的に把握しているわけではありませんが、OECDの報告書によりますと、二〇二二年において納税者権利憲章を制定している国は、OECDに加盟する三十八か国の中うち三十五か国というふうになつております。

○矢崎委員 もう、そうしますと、日本を含めて三か国しか、まだ制定をしていないことがあります。

私は、やはり今、國民の皆さんのが、派閥の裏金問題、これによつて、税に対して、税金を納めることに対する非常に不信感を持つているというふうに思います。そんな中で、國民の皆様には任意調査ですとか推定課税、そういうことも起こり得る、そういう中で、やはり税金を納めていただくということに対する信頼回復という意味でも、この憲章というものを制定していく意義があるのではないかというふうに思いますが、この点について大臣のお考えをお伺いさせていただければと思います。

○加藤国務大臣 今、確かに、政治と金の問題、これは國民の関心も高く、また我々としても対応しなきやいけない課題というものは認識をしておりますが、これは政治資金の話でございますので、今御議論させていただいているのは税の観点ということでござります。

御指摘の納税者権利憲章の制定については、一般に納税者の権利、義務を分かりやすい言葉で説明し、より多くの納税者に周知しようとする試みと承知をしておりますが、我が国では、平成二十三年度税制改正法案の議論の中で、与野党協議の

結果として、憲章の作成措置は見送られたという経緯があります。

重要なことは、形式に問わらず、実際に納税者の視点に立った利益の保護や利便性の向上に向けた措置を手当てするとともに、その内容をしつかりと説明していくことだと考えております。

政府としては、平成二十三年度税制改正において、国税通則法を改正し、納税者が税の税額を求める更正の請求ができる期間を一年から五年に延長する。また、更正等により課税の増額といった不利益処分を実施する際の理由の付記など、税務手続の法定化を進めるとともに、スマホを含めた電子申告の推進など、納税者利便の向上のための様々な措置も講じてきたところであります。

税制に対する国民の信頼を確保することは重要であると考えており、今後とも、納税者の利益の保護や利便性の向上等の観点も踏まえ、適正かつ円滑な税務執行、税務行政に取り組んでいきたいと考えています。

○矢崎委員 今大臣から御答弁いただきました。

確かにそういうことがあるかもしれませんけれども、しかし、国民の皆さんに分かりやすく、税に対して信頼を取り戻していただいて、きちんと納めていただく、そのためにもこの憲章というものは分かりやすく、アピール性があるのではないかというふうに思います。

そこで、修正提出者の方にお伺いいたしますけれども、現時点で、この憲章の中身が、もある程度、概略、概案でもいいんですけども、ありましたら、御説明いただければと思います。

○階委員 矢崎委員の質問にお答えいたします。委員から、先ほど重要な質問の答えがありました。OECDでは、既に三十八か国のうち三十五か国で納税者権利憲章が制定されていると。我々は、こういったものも参考にしながら、これから具体的に作業を進めていくと思っています。

先日、私も予算委員会で石破総理に納税者権利憲章を制定すべきではないかということを申し上げたところ、石破総理も、具体的な条文案を示してほしいといったようなお話をあります。私は、この問題というのは前に進める機運が高まっていると思っています。

今回、私どもの修正案の中では、納税者権利憲章にこういった内容を書き込むべきだというような条文は設けましたけれども、委員から今お尋ねのあつたような、具体的な文言のレベルまでにはまだ到達しておりませんので、そこをこれから鋭意作業を進めまして、一刻も早く委員始め皆さんにお示しできるよう、これから努力してまいります。よろしくお願ひします。

○矢崎委員 ありがとうございます。
やはりこの憲章については私も前に進めるべきだというふうに思っていますので、是非、これについては委員の皆様にも御理解をいただければと思いまますし、具体的に、更に提出者の方にも進めていただきたいというふうに思います。

それでは、最後の質問になりますけれども、こちらについては、最後、租税特別措置の適用状況の透明化についてということで、今、この直前に

櫻井議員の方からお話をございました。その点も踏まえまして、まず大臣にお伺いをしたいんですけれども、法人の名称について国会報告事項の対象とすることについて、私はやはり、先ほども議論がありましたけれども、献金の問題と優遇の問題が問題ないというのであれば、私もやはりこれが対象とすべきではないかと思うんですけれども、大臣のお考えをお聞かせいただければと思います。

○加藤国務大臣 租税特別措置の適用がある企業名の公表については、平成二十二年の租税特別措置透明化法の制定時に、適用実態調査の報告書において、個別企業名まで公表する必要はないという整理がなされた経緯があります。

その背景には、国が個別企業の税務情報を一方的に公表することにより、これは個別企業のですね、財務状況が類推されることで、企業がどういった分野でどの程度の規模の投資を行っているかなどの経営戦略上の情報が明らかになり、当該企業の競争力に不利益が及び得ることがあると考えられたところであります。

こうしたデメリットを上回る公益上の必要性があるかどうか、これを考えていく必要があるといふふうに考えております。また、公益上の必要性のバランスを考えていく上で、近年、租税特別措置の適用額が大きく増加している状況なども踏まえる必要はあると考えています。

○矢崎委員 先ほどの答弁と同様の答弁なわけではありませんけれども。

そこで、今度は修正案提出の方にお伺いしたいところですけれども、企業・団体献金によって

租税特別措置がゆがめられているというふうに思われる事例がありましたら御説明をお願いします。

○大西（健）委員 矢崎委員にお答えをいたします。先ほど櫻井委員の質問に対してもお答えをいたしましたけれども、現状、租特が適用されている企業の実名が分からぬために、厳密な意味で、現状、企業・団体献金により租特がゆがめられているかの検証は不可能な状況にあります。よつて、御質問の企業・団体献金により租特がゆがめられていると思われる事例も確かめることはできません。

その上で、これも先ほども申し上げましたけれども、産業単位で集計を試みた東京新聞の事例では、減税額が大きい企業ほど自民党への献金額が多い傾向も見られることがあります。すなわち、やはり、実際に献金により政治がゆがめられているかどうかの可能性が疑われ、法人の名称の報告を基に検証を進める必要が我々はあるとうふうに考えております。

○矢崎委員 私も、やはり検証をまずしていくことが大事だと思います。そのためにも、この透明化に更に一步踏み込む改正というものは必要だと思います。

そこで、また修正案提出の方にお伺いしたいと思うんですけども、その中で、高額運用額に関わる法人の名称についてその対象とするということなんですが、この運用額について、今の段階で何か考えられていることがあれば教えていただければと思います。

○大西（健）委員 現行法上、法人税関係の租税特別措置については、高額適用額として、適用額の上位十社が国会報告事項とされております。そのため、実務的な負担にも鑑み、この上位十社について、法人の名称を併せて国会に報告させることを提案をしております。

なお、現行法上、財務大臣が法人から集計する適用額明細書には適用法人の名称が記載されています。そのため、上記の国会報告に関する事項のみを改正すれば事が足ります。具体的なイメージとしては、現状、法人コードという形で、要是匿名で適用額などが示されているところ、これをそのまま実際に企業名に置き換えることを想定しております。

また、上位十社で一定の規模を占めていることも、十社という数値の一つの根拠となります。例えば、二〇二五年二月四日に財務省が公表した租特の適用実態についての調査結果では、企業の研究開発投資に応じて減税する研究開発税制について、上位十社の減税額が計二千四百十九億円、四分の一を占めています。

ちなみに、十という基準は、現状の報告状況との実務的な負担を考慮して置いたものでありますので、税額等、ほかに一定の基準を設けることなど、幾つかの可能性を否定するものではないとうふうに考えております。

○矢崎委員 ありがとうございました。
時間となりましたので、私の今回の質問を終わらせさせていただきます。どうもありがとうございました。